

# 岐阜県公報

## 目次

### 訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

号外(一) 平成二十六年八月一日

## 訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十四号の二

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年八月一日

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三人事課の表五の項中「と及び」とを「と及び」とに、「平成二十四年条例第二号」を「平成二十四年条例第二号」に改め、「自己啓発等条例」という。「」の下に「及び岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年条例第四十五号。以下この項中「配偶者条例」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「及び」の下に「育休法」を、「第五条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「及び第十二条の」を「及び育休法第十二条において準用する育休法第五条第二項の規定による」に改め、同欄第三号中「第二十六条の二第一項の」及び「第四条の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第二十六条の五第一項の」及び「同条第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄に次の一号を加える。

5 地公法第二十六条の六第一項の規定による部長等の配偶者同行休業の承認及び同条第六項の規定による承認の取消し

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十六年八月一日

別表第三人事課の表五の項課長専決事項の欄第一号中「及び自己啓発等条例」を「自己啓発等条例及び配偶者条例」に改める。  
附 則

この訓令は、平成二十六年八月一日から施行する。

平成二十六年八月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社